

# 知事が行う県統計調査に係る調査票情報の二次利用等に関する事務処理要綱

平成22年3月30日総務部長決裁

施行 平成22年4月1日

改正 令和4年2月1日

## 第1 目的

この要綱は、埼玉県統計調査条例（平成20年埼玉県条例第60号。以下「条例」という。）第9条又は第10条の規定に基づき、知事が行う県統計調査の調査票情報を二次利用又は提供（以下「二次利用等」という。）を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語の意義

この要綱において使用する用語の意義は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）、条例及び埼玉県統計調査条例施行規則（平成21年埼玉県規則第16号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の(1)から(4)に定めるところによる。

### (1) ドキュメント

電子化又は磁気化された調査票情報がどのような構造かを示す情報（「データレイアウトフォーム」や「符号表」など）、調査票情報から公表された統計表を作成するために必要な情報（調査票情報に対するウエイトの付与など）などをいう。

### (2) 統計の作成

当該統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいう。

### (3) 統計的研究

調査票情報を利用して行う統計的手法による研究のことをいう。

### (4) 統計を作成するための調査に係る名簿の作成

書面、電磁的記録等、その媒体、形式を問わず、公的機関が実施する「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」を行うことをいい、「統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは含まれない。

なお、「統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定される「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査、世論調査の類）についても含まれる。

## 第3 二次利用等の対象とする統計調査及び調査票情報

- 1 調査票情報の二次利用等の対象とする統計調査は、県統計調査のうち、原則として結果が公表されている調査とする。
- 2 二次利用等に供する調査票情報は、原則として、調査票の内容を転写した電磁的記録及びこれに付帯するドキュメントとし、調査票は二次利用等に供しないものとする。

## 第4 承諾の基本原則

調査票情報の二次利用等を承諾するに当たっては、次の(1)及び(2)が満たされていない場合にはならない。

ただし、(2)を満たさないことについて、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 条例第9条（二次利用）又は第10条（提供）に該当し、かつ調査票情報の利用が調査対象者の秘密保護に欠けることがなく、二次利用の場合は、法第39条第1項第2号及び第41

条第2号が、提供の場合は、条例第11条及び第12条が、確実に遵守されると認められること。

- (2) 調査票情報を利用した統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表すること。

## 第5 調整事務

- 1 二次利用等の事務処理に当たって調整事務を総務部統計課（以下「統計課」という。）が担任するものとする。
- 2 統計課は、二次利用等を容易にするため、関係課所等における調査票情報及びドキュメントの存在の所在を把握することに努めるものとする。
- 3 統計課は、必要に応じて、関係課所等の職員を構成員とする会議等を開催し、事務の円滑化を期するものとする。

## 第6 申出

- 1 調査票情報の二次利用等の申出は、申出者が、原則として、利用希望開始日の1か月前までに、統計課に申出書（様式第1号）及びこの要綱で定める申出に必要な書類（以下、申出書と合わせ「申出書類」という。）を提出することによって行うものとする。
- 2 申出書類の記載事項に変更が生じた場合は、改めて申出を行うものとする。ただし、利用者の役職名の変更等、軽微な変更は、この限りでない。
- 3 公的機関（県を除く。）の長のうち、国の行政機関の長、他の地方公共団体の長以外の公的機関の長による申出の場合、申出者は、申出を行う調査票情報を利用して実施する統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、当該公的機関における組織又は法人として活動にとって必要であることを示す書類（様式第2号）を申出書に添付するものとする。
- 4 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等（条例第10条第2号該当）による申出の場合、申出者は、規則第2条各号で規定されるものに係る組織、法人、個人とし、次の(1)から(3)に定めるところにより申出を行うものとする。
  - (1) 法人その他の団体による申出の場合、申出者は、その代表者とし、その際には、当該法人その他の団体の名称及び所在地を明らかにしなければならない。
  - (2) 個人による申出の場合、申出者は、当該個人とし、その際には、当該個人の生年月日及び住所などに関する公的な証明書の写しを申出書に添付するものとする。

なお、複数の個人による申出の場合は、その代表者を申出者とする。
  - (3) 規則第2条第1号から同条第3号までのいずれかに該当する申出の場合、申出者は、そのことを証明する次のア又はイの書類を申出書に添付するものとする。
    - ア 規則第2条1号又は2号に基づく申出の場合は、委託研究、共同研究、補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料
    - イ 規則第2条第3号に基づく申出の場合は、知事等、国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施、評価に有用であると認める、又はその他特別な事由があると認める旨を記載した文書
- 5 原則として、学生（大学院生を含む。）は利用者に含まれないものとする。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされている場合は、この限りでない。

6 利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合、その者全員が次の(1)から(10)に掲げる誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した誓約書(様式第3号)を提出するものとする。

- (1) 申出書に記載した利用に限定する。
- (2) 秘密保持の義務を守る。
- (3) 調査票情報の適正な管理を行う。
- (4) 調査票情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- (5) 業務の再委託は行わない。
- (6) 調査票情報の利用状況について、必要に応じて検査を受ける。
- (7) 事故又は災害発生時は直ちに報告を行う。
- (8) 利用期間終了後、集計等に用いた調査票情報及び中間成果物のすべてを速やかに廃棄し、その措置について報告する。
- (9) 違反した場合は、契約を解除し、調査票情報を速やかに返却するなど、埼玉県からの指示に従う。
- (10) その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

7 申出者が、条例第10条の規定に基づき調査票情報の提供を受け、公的機関の役職員以外の者に当該調査票情報の集計処理等の業務を委託する場合は、契約における秘密保持義務に関し、次の(1)から(9)に掲げる事項を明記した契約書又は覚書の写しを申出書に添付するものとする。

なお、契約締結前である等の事情で契約書又は覚書の写しを添付できないときには、それに代わる代替文書(様式第4号)を申出書に添付するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意義務に関する事項
- (2) 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- (3) 関係資料の適正管理義務に関する事項
- (4) 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- (5) 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- (6) 業務の再委託の禁止に関する事項
- (7) 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- (9) 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

## 第7 利用期間

利用期間は、1年未満とする。ただし、やむを得ない合理的な理由により利用する期間が1年以上となる場合は、超過する期間についての利用の申出を改めて行うものとする。

## 第8 結果の公表

- 1 二次利用等により閲覧又は転写した結果をそのまま公表することはできないものとする。
- 2 集計した結果を公表する場合は、結果の公表方法及び公表時期が妥当なものであり、個々の調査対象等に関する事項が特定、類推されないように、秘匿措置がなされるものであることを要するものとする。

## 第9 転写書類等の利用後の処置

申出者は、集計等に用いた転写書類等を、焼却、消去、返納、溶解、裁断（以下、「廃棄」という。）により、利用後速やかに処置しなければならない。

#### 第10 審査

- 1 統計課は、申出書類の提出を受けた場合、速やかに当該県統計調査を実施した課所等（以下「調査実施課所等」という。）に当該申出書類を送付し、調査実施課所等において申出書類の内容審査を行うものとする。
- 2 調査実施課所等は審査票（様式第5号）に基づいて、内容審査を行い、二次利用等を承諾する場合は、統計課あてに様式第6号により、承諾しない場合は、統計課あてに様式第7号により、その旨を回答するものとする。
- 3 統計課は前記2による回答の内容を確認し、二次利用等について承諾する場合は様式第8号により、承諾しない場合は様式第9号により、申出者あてに通知するものとする。
- 4 前記1から3までの申出書類の審査については、原則として、14日以内に行うものとする。ただし、申出内容や集計様式等の添付された書類の内容により、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 5 調査実施課所等が当該課所等において二次利用を行う場合は、前記1から4までの定めにかかわらず、当該課所等が審査票（様式第5号）の内容に基づき利用の可否の決定を行うことができるものとする。

#### 第11 調査票情報の受け渡し方法

調査票情報の二次利用等について承諾した場合は、次の(1)から(3)に掲げる方法より申出者に対して調査票情報の受け渡しを行うものとする。

- (1) 調査票情報を転写する場合は、申出書の記載内容に基づき、調査実施課所等において、元の調査票情報から必要な項目を抽出し、暗号化の設定等による他者への漏洩防止を講じた上で、電磁的記録媒体へ収録するものとする。
- (2) 調査票情報の受け渡しの手段は、原則として、直接の手渡しにより行うものとする。ただし、申出者が遠隔地など、直接の手渡しによることが困難な場合は、受取人払いの書留郵便によることができるものとする。なお、インターネット等を通じた調査票情報の提供は行わないものとする。
- (3) 調査票情報は、承諾する旨を通知した日から、原則として14日以内に申出者に対して提供を行うものとする。

#### 第12 利用期間中の措置

- 1 統計課は、利用期間中において、結果の公表資料に関して、秘匿措置の確認等が必要な場合は、申出者に対して事前に報告を求めることができるものとする。

なお、申出者に事前に報告を求める場合は、承諾する旨の通知に条件としてあらかじめ記載するものとする。

- 2 統計課は、利用期間中において、必要に応じて申出書に記載された利用環境等について実地に検証を行うものとする。

#### 第13 利用期間終了後の措置

- 1 申出者は、利用期間終了後、調査票情報から生成されるもののうち申出書類に添付した集計様式又は分析出力様式に提示されている以外のもの（集計等に用いた調査票情報及び中間成果物のすべて）を速やかに廃棄するとともに、その利用後の処置について、文書（様式第8号の別紙1）により統計課に提出するものとする。
- 2 申出者は、利用期間終了後、その利用成果について、文書（様式第8号の別紙2）により

統計課あてに提出するものとする。

#### **第14 調査票情報の不適切利用への対応**

申出者又は利用者等が、利用期間中又は利用期間終了後において、法令違反や承諾された目的以外への利用など、不適切な利用等の問題が発覚した場合は、調査実施課所等は、利用停止等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

様式第1号（申出書）

文 書 番 号  
年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申出者職・氏名

〇〇統計調査に係る調査票情報の 

二次利用
提 供

 について（申出）

標記について、埼玉県統計調査条例（平成20年埼玉県条例第60号） 

第9条
第10条

の規定に基づき、別紙のとおり調査票情報の 

二次利用
提 供

 の申出を行います。

様式第1号（別紙）

申 出 書（条例第 条第 号による申出）

1	知事所管統計調査の名称		
2	利用目的		
3	利用者の範囲		
4	利用する調査票情報の名称及び範囲	(1) 名称	
		(2) 年次等	
		(3) 地域	
		(4) 属性範囲	
5	利用する調査事項		
6	利用方法		
7	利用期間		
8	利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法		
9	結果の公表方法及び公表時期	公表の有無	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
		公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）	
10	転写書類等の利用後の処置		
11	連絡先（事務担当者）		

上記のとおり [ 二次利用 ] 提供 ] について申出を行います。なお、利用の際は上記の記載内容を厳守します。

様式第2号（調査票情報の利用が組織として必要な旨を示す文書）

文 書 番 号  
年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申出者職・氏名

〇〇統計調査に係る調査票情報の利用について

年 月 日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、下記のとおり、（法人名、組織名）として、その利用を必要とするものであることを申し出ます。

記

《記載例》

- ・ 〇〇法人が〇〇大学、〇〇研究所と共同して実施する平成〇年度調査研究事業として行う「〇〇に関する研究」の一環として実施する統計調査の対象名簿を作成する。研究事業のパンフレットは別添1、本法人及び〇〇大学、〇〇研究所との連携体制は別添2
- ・ 〇〇大学が、〇〇学部で平成〇年度に実施する「〇〇に関する研究プロジェクト」において、〇〇統計調査に係る調査票情報を利用し、分析を行うとともに、本学主催のシンポジウムにて当該研究成果を広げる。プロジェクトのパンフレットは別添1、プロジェクト推進体制は別添2

（注1）法人・組織に関する研究者等の個人が、自己の研究等の目的で調査票情報を利用するのではなく、法人・組織として調査票情報を利用することを簡潔に記載してください。

（注2）国の行政機関又は他の地方公共団体その他の執行機関が申出を行う場合は、本様式は不要です。



様式第3号（利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合の誓約書）

文 書 番 号  
年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申出者職・氏名

誓 約 書

年 月 日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報について、下記の者は、〇〇調査調査票情報の使用に際し、埼玉県統計調査条例（平成20年埼玉県条例第60号）第11条及び第12条の規定を遵守し、適正に管理するとともに秘密の漏洩のないよう特に取扱いを厳重に注意し、別紙誓約事項を厳守することを誓約いたします。

記

## 別紙

### 誓約事項

- 1 申出書に記載した利用に限定する。
- 2 秘密保持の義務を守る。
- 3 調査票情報の適正な管理を行う。
- 4 調査票情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- 5 業務の再委託は行わない。
- 6 調査票情報の利用状況について、必要に応じて検査を受ける。
- 7 事故又は災害発生時は直ちに報告を行う。
- 8 利用期間終了後、集計等に用いた調査票情報及び中間成果物のすべてを速やかに廃棄し、その措置について報告する。
- 9 違反した場合は、契約を解除し、調査票情報を速やかに返却するなど、埼玉県からの指示に従う。
- 10 その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

様式第4号（申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書）

年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申出者職・氏名

調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る集計等業務委託  
契約における秘密保持義務等に関する事項の明記について

年 月 日付け（文書番号）で〔二次利用  
提 供〕の申出を行った〇〇統計調査に

係る調査票情報については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしてい  
ますが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申出書に契約関係書類の写しを  
添付することができません。

現時点において契約書又は覚書等において、調査票情報の適正な管理や秘密保護  
等に関して、下記の事項について明記することとしており、当該契約関係書類の写  
しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付します。

記

- 1 善良な管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- 5 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃  
棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

条例第9条又は第10条に基づく調査票情報二次利用等の申出に係る審査票

1-1 調査票情報の申出者

申出者：	申出受付日： 年 月 日
調査の名称：	利用開始希望日：

<チェック欄>  
問題 問題  
なし あり

1-2 申出根拠

ア 条例第9条が根拠    イ 条例第10条第1号が根拠    ウ 第10条第2号が根拠

↓  
「1-5 調査票情報の利用目的」以降を審査

1-3 条例第10条第1号該当の確認

- 組織又は法人として、その利用を必要とするものの書類の添付.....
- 上記書類の説明が妥当なものか.....

1-4 条例第10条第2号該当の確認

- ア 共同研究を証明する資料の添付
  - イ 委託研究を示す資料の添付
  - ウ 補助（公募）を証明する資料の添付
  - エ 行政機関又は地方公共団体の長の公文書の添付
- }

1-5 調査票情報の利用目的

ア 統計の作成    イ 統計的研究    ウ 統計を作成するための名簿の作成  
(条例第9条・第10条第1号該当)

- 研究計画等と齟齬はないか.....
- 公序良俗に反していないか.....

2 調査票情報の利用者の範囲

- 必要最小限となっているか.....
- 業務を委託する場合は契約書等が添付されているか.....
- 利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合は誓約書等が添付されているか（当該者は名簿作成を目的として利用していないか）.....

3 利用する調査票情報の名称及び範囲

- (1) 名称：
- (2) 年次等：
- (3) 地域：
- (4) 属性範囲：

- 対応可能な調査票情報か.....
- 必要最小限となっているか.....

<チェック欄>  
問題 問題  
なし あり

**4 利用する調査事項及び利用方法**

<調査事項>

- 利用目的等から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないか .....
- 個人、世帯又は事業所等を特定する情報（世帯番号、名称、所在地等）を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか .....

<利用方法>

- 原則として、集計様式、分析出力様式がすべて添付されているか .....
- 利用目的等と照らし合わせて、集計様式、分析出力様式は妥当か .....
- 公表結果から作成可能な集計様式、分析出力様式はないか .....

**5 利用期間**

- ア 1か月未満
- イ 1か月以上～6か月未満
- ウ 6か月以上～1年未満

- 利用目的に照らして、適切な期間となっているか .....

**6 利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法**

- 使用場所が施錠可能なスペースに限定されているか .....
- 使用場所の入退室管理が行われているか .....
- 使用時に外部ネットワークに接続されない機器環境であるか .....
- 調査票情報、中間生成物が存在する記憶装置が外部ネットワークに接続されていないか .....
- 調査票情報が限定された記憶装置に格納され、施錠可能なキャビネット等で保管されているか .....
- ID、パスワード等により利用制限等の措置が講じられているか .....

**7-1 結果の公表の有無**

- ア 公表する
- イ 公表しない
- 理由は妥当か .....

**7-2 結果の公表方法及び公表時期**

- 公表方法は妥当か .....
- 秘匿は妥当か .....
- 公表時期は妥当か .....

**8 転写書類等の利用後の処置**

- 転写書類等の利用後の処置は適切か .....

形式的審査結果 (審査項目のうち 1、2、5～8)	・適切である。	・不適切である。
	形式的審査担当：	
内容審査結果 (審査項目のうち 3、4)	・適切である。	・不適切である。
	内容審査担当：	
総合判定	・提供して差し支えない。	・不承諾が適当である。

<所見>

- 1 「1-3 条例法第10条第1号該当の確認」について
- 2 「1-5 調査票情報の利用目的」について
- 3 「4 利用する調査事項及び利用方法」について
- 4 「6 利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法」について

様式第6号（調査実施課所等から統計課へ承諾する場合の回答）

第 号  
年 月 日

統計課長 様

調査実施課所等の長

〇〇統計調査に係る調査票情報の 二次利用  
提供 の審査結果について（通知）

（対： 年 月 日付け 第 号）

標記については、下記の事項を条件として、埼玉県統計調査条例（平成20年埼

玉県条例第60号） 第9条  
第10条 の規定に基づき調査票情報を 二次利用  
提供

することを承諾することとしたので、通知します。

記

（注）二重下線部は、条件付の二次利用・提供の際にのみ記載する。

様式第7号（調査実施課所等から統計課へ承諾しない場合の回答）

第 号  
年 月 日

統計課長 様

調査実施課所等の長

〇〇統計調査に係る調査票情報の [二次利用  
提 供] の審査結果について（通知）  
（対： 年 月 日付け 第 号）

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記



様式第8号（承諾通知）

第 年 月 日 号

（申出者）様

埼玉県知事

〇〇統計調査に係る調査票情報の [ 二次利用  
提 供 ] について（通知）

（対： 年 月 日付け 第 号）

標記については、下記の事項を条件として、埼玉県統計調査条例（平成20年埼

玉県条例第60号） [ 第9条  
第10条 ] の規定に基づき調査票情報を [ 二次利用  
提 供 ]

することを承諾することとしたので、通知します。

なお、別途留意事項がありますので、御留意ください。

記

**（注）二重下線部は、条件付の二次利用・提供の際にのみ記載する。**

【留意事項】

- ・ 利用後は、別紙1により転写書類の利用後の処置について速やかに報告するとともに、別紙2により調査票情報の利用の成果を報告してください。
- ・ 申出事項に変更が生じたときには、改めて申出を行ってください。
- ・ 利用状況等を実地に検証するため、必要に応じて、埼玉県の職員を派遣する場合がありますので、その場合、検証に協力してください。

文 書 番 号  
年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申出者職・氏名

転写書類の利用後の処置について

年 月 日付け（文書番号）で 

二次利用した 提供を受けた
------------------

 ○○統計調査に

係る調査票情報については、下記のとおり処置しましたので、報告します。

記

1 転写書類等の内容

2 処置の方法

（焼却 消去 返納 溶解 裁断）

3 処置した者

4 処置した年月日

年 月 日

（注1） 転写書類には、個体識別できる中間集計表を含みます。

（注2） 「処置の方法」については、該当するものに○を付してください。

（注3） 「処置した者」については、申出書の記載を踏まえて記述してください。  
したがって、組織的な使用をしている場合には、「○○課○○係の職員」  
等と記述してください。

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申出者職・氏名

調査票情報の利用による成果について

年 月 日付け（文書番号）で 二次利用した  
提供を受けた ○○統計調査

に係る調査票情報の利用による成果について、下記のとおり報告します。

記

《記載例》

- ・ 「○○基本計画」を策定するための基礎資料として、○○、○○等の統計を作成し、○○の実態を把握した。実態把握結果の概要は別添のとおり。なお、実態把握結果を踏まえ、「○○基本計画」を××年××月までに策定（閣議決定）する予定である。

詳細は以下の HP 参照

<http://www.xxxxxxxxx.com>

- ・ ○○省の○○補助金を受けて行う「○○に関する研究」の一環として、○○、○○等の統計を作成し、○○について分析する基礎資料とした。○○に関する分析結果の概要は～～であり、同結果については、××年××月に○○省に報告を行った。

研究報告書は以下の HP 参照

<http://www.xxxxxxx.com>

- ・ ○○統計の誤差の評価を行い、その改善策について取りまとめ、××年××月に○○学会において発表した。取りまとめた改善策の概要は以下の HP に掲載

<http://www.xxxxxxx.com>

- （注1） 申出書の利用目的欄の記載を踏まえ、調査票情報の利用による成果について、その概要を記載し、必要に応じて、資料を添付してください。
- （注2） 本報告は、申出書に記載した利用目的を達した時点で、提出してください。
- （注3） 調査票情報を利用した結果、所期の目的を達しなかった場合は、その旨を報告してください。

様式第9号（不承諾通知）

第 号  
年 月 日

（申出者）様

埼玉県知事

〇〇統計調査に係る調査票情報の [ 二次利用  
提 供 ] について（通知）

（対： 年 月 日付け 第 号）

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記